

平成 25 年 1 月 21 日

法制審議会 民法（債権関係）部会 御中

大阪弁護士会 民法改正問題特別委員会 有志  
辰野久夫 小池康弘 田仲美穂 橋田 浩  
林 邦彦 稲田正毅 赫 高規 山形康郎  
葉袋真司 山本健司(49 期) 上田 純  
辻村和彦 奥津 周 阪上武仁

部会資料 56（中間試案のたたき台(4)）第 6 の 2 に対する意見

第 6 契約交渉段階

2 契約締結過程における情報提供義務

契約の当事者の一方が、ある情報を契約締結前に知っていればその内容で当該契約を締結しなかったと認められる場合において、相手方が当該情報を契約の締結前に知り、又は知ることができたにもかかわらず提供しなかったときであっても、相手方は、その内容で当該契約を締結したことによってその当事者の一方に生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。ただし、次のいずれにも該当する場合には、相手方は、その内容で当該契約を締結したことによってその当事者の一方に生じた損害を賠償しなければならないものとする。

- (1) その当事者の一方が当該情報を契約締結前に知っていればその内容で当該契約を締結しなかったことを相手方が知ることができたこと
- (2) 契約の性質、相手方の知識及び経験、契約を締結する目的、契約交渉の経緯その他当該契約に関する一切の事情に照らし、その当事者の一方が自ら当該情報を入手することを期待することができないこと
- (3) その内容で当該契約を締結したことによって生ずる不利益をその当事者の一方に負担させることが、上記(2)の事情に照らして相当でないこと

(注) このような規定を設けるべきでないという考え方がある。

(意見)

- ① 本文の前半部分は削除すべきである。
- ② 提案の内容を甲案とし、次のような提案を乙案とすべきである。
  - (1) 契約の当事者の一方は、契約の交渉に際して、相手方が契約をするか否かの判断に通常影響を及ぼすべき情報につき、契約の性質、各当事者の知識及び経験、契約を締結する目的、契約交渉の経緯その他当該契約に関する一切の事情に照らし、信義誠実の原則に従ってこれを相手方に提供しなければならない。
  - (2) 前項の義務に違反した者は、相手方に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(理由)

- 1 情報提供は原則として義務付けられないことと、例外的に情報提供義務違反による損害賠償義務を相当限定された要件のもとで負うことだけを規定するのでは、情報提供はそのような限定された場面でしか行う必要がないとの誤ったメッセージを民法が社会に与えてしまう可能性が高い。

したがって、情報提供が原則として義務付けられないとの本文前半は削除の上、信義則に基づく情報提供義務の一般規定を設けるべきである。

- 2 どのような場合に情報提供義務が生じるかについては、情報提供義務が認められる場合は多様なケースが考えられ、網羅的に全ての場合の要件を具体的に示すことはそもそも困難であり、提案のように一定の具体的な要件内容を示した場合、これに該当しない場合には一切情報提供義務が認められないことになり、情報提供義務が認められる場合が不当に限定される可能性がある。

現在においても、民法1条2項の抽象的な文言から情報提供義務は根拠付けられており、現在より予測可能性が低下するものでもない。

従って、情報提供義務の根拠である信義則を根拠として示すにとどめ、それ以上に、信義則の内容を具体化すべきではない。

- 3 他方、予測可能性を高めるために、また、一般に重要でない情報の提供義務を負わせるのは酷と考えられるため、一定の判例学説の集積がある消費者契約法4条4項を参考に、提供義務の対象を、契約をするか否かの判断に通常影響を及ぼすべき情報に限定すべきと考えられる。
- 4 提案に比べ、情報提供義務が生じる場合が不明確で予測可能性がなく、或いは、情報提供義務が認められる場合が広すぎるとの反論も想定されるが、3の通り、対象となる情報を限定していることや、信義則に基づき情報提供義務が生じるか否かの判断の具体的な考慮要素を列挙していることから、一定の予測可能性が認められ、かつ、情報提供義務が認められる場合が広すぎることにはならないと考えられる。

以上